

京都大学数理解析研究所図書室利用規則

(目的)

第1条 京都大学数理解析研究所（以下「研究所」という。）の図書室の利用については、この規則の定めるところによる。

(開室日・開室時間)

第2条 図書室は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月25日～1月7日）、京都大学（以下「本学」という。）の創立記念日を除き、午前9時から午後5時まで開室する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に休室することがある。
- 3 研究所の教員は、開室時間外に入室することができる。

(利用資格)

第3条 図書室所蔵資料（以下「図書資料」という。）を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究所に所属する者及び図書室の利用に当たり研究所に所属する者と同等の取扱いをすることが適当であると図書室長が認める者
- (2) 本学の他の部局に所属する者
- (3) 数理解析を研究する本学以外の大学の教員及び研究機関の研究員等
- (4) 数理解析を研究する本学以外の大学の大学院生等のうち、研究所の教授又は准教授が適当と認める者
- (5) 前各号以外の者で図書資料の利用を申し出た一般利用者

(目録及び利用規則)

第4条 図書室の利用に供するため、図書資料の目録及びこの利用規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(閲覧)

第5条 図書資料の閲覧は、所定の場所で行うものとする。

第6条 次の各号に掲げる場合においては、図書資料のうち、それぞれ当該各号に掲げるものの閲覧を制限することができる。

- (1) 図書資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合 当該図書資料（当該情報が記録されている部分に限る。）
- (2) 図書資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。） 当該図書資料
- (3) 原本を利用させることにより当該原本の破損又はその汚損を生じるおそれがある場合 当該原本

(貸出)

第7条 図書資料の貸出を受けようとする者は、身分証の提示等、所定の申込手続を経て、貸出を受けるものとする。

2 貸出を受けることができる図書資料並びにその貸出期間及び貸出冊数は、次のとおりとする。

利用者種別	図書（期間／冊数）	雑誌（期間／冊数）
第3条第1号	3ヶ月／制限無し	3日間／制限無し
第3条第2号	2週間／3冊	一時持出／3冊
第3条第3号	1週間／3冊	一時持出／3冊
第3条第4号	1週間／1冊	一時持出／3冊
第3条第5号	一時持出／3冊	一時持出／3冊

3 書誌、数表、事典、辞書等の参考図書及び受入後1週間以内の雑誌は貸出を禁止する。ただし、当日中に限り、室外への一時持出を許可する。

(返却)

第8条 貸出を受けた図書資料は、貸出期間内に所定の確認手続を経て、返却しなければならない。

(資料の紛失等)

第9条 図書資料の利用者は、当該図書資料を汚損、破損又は紛失したときは、代本又は相当の弁償をしなければならない。

(複写)

第10条 図書資料の複写を希望する者は、所定の手続により、著作権法上適法な範囲で図書室に依頼することができる。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第11条 図書室は、図書資料に個人情報（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）第2条第1項に規定するものをいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 図書資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 図書室の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(入室の制限等)

第12条 図書室長は、他人に迷惑を及ぼすおそれのある者に対し、入室を拒むことができる。

2 図書室長は、この規則その他の図書室の利用に関する規定に違反した者、職員の指示に従わない者その他図書室の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者に対し、退室を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、図書室長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 昭和48年4月9日施行の「京都大学数理解析研究所図書利用規則」は廃止する。

附 則

この規則は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。